

4 手当・年金

●障害等級別で申請可能な手当の早見表

※各手当は、所得制限、入院、施設入所、他の手当受給状況等により申請できない場合がござ

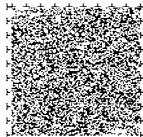
対象者の年齢 支給対象の目安となる障害者手帳の等級など	年齢を問わず 18歳までの子を養育している人				
	身体障害者手帳 1・2級	児童育成手当 (育成手当) 【区の制度】 55ページ参照 月額：13,500円	児童扶養手当 【国の制度】 56ページ参照 月額 児童 1人 44,140円 2人 10,420円 3人 6,250円	児童育成手当 (障害手当) 【区の制度】 55ページ参照 月額：15,500円	特別児童扶養手当 【国の制度】 56ページ参照 ・一部、身体障害者手帳4級程度も対象 ・申請には原則診断書が必要です。手帳等の内容により、診断書の省略ができる場合があります。 月額 1級：53,700円 2級：35,760円
愛の手帳	1度				
身体障害者手帳3級					
愛の手帳4度					
精神障害者 保健福祉手帳1級					
重度の精神障害 ・申請には原則診断書が必要です。	児童育成手当 (育成手当) 【区の制度】 55ページ参照	児童扶養手当 【国の制度】 56ページ参照		特別児童扶養手当 【国の制度】 56ページ参照	

障害者手帳の取得にかかわらず申請可能な手当

障害状況

父または母に重度の障害がある世帯またはひとり親世帯などで、18歳までの子を扶養している人
父または母に重度の障害がある世帯またはひとり親世帯などで、18歳※①までの子を扶養し
脳性麻痺、進行性筋萎縮症の人、特別児童扶養手当の受給が決定している人のうち一部
内部疾患またはてんかん・精神疾患などにより日常生活に著しい制限を受ける人
重度の障害により常時介護を必要とする人
重度の障害（肢体不自由・知的・精神障害など）を重複している人
脳性麻痺、進行性筋萎縮症の人
国や都が指定する難病医療費助成を受給している人
重度の障害により常時特別の介護を必要とする人

※①一定の要件を満たした場合、子の年齢が20歳まで申請できます。



います。参照ページでご確認ください。

0～20歳未満

0～65歳未満

20歳以上

障害児福祉手当

【国の制度】
52ページ参照

- ・手帳の所持にかかわらず、申請には原則診断書が必要です。

月額：15,220円

重度心身障害者手当

【都の制度】
54ページ参照

- ・常時複雑な介護を必要とする重度の障害がある人
- ・手帳の所持にかかわらず、東京都心身障害者福祉センターの医師による障害程度の判定が必要です。

月額：60,000円

心身障害者福祉手当

【区の制度】
52ページ参照

- 月額：15,500円
- ・身体障害者手帳1・2級
- ・愛の手帳1～3度
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
- ・脳性麻痺・進行性筋萎縮症
- ・難病等の医療費助成

月額：7,750円
・身体障害者手帳3級
・愛の手帳4度

特別障害者手当

【国の制度】
54ページ参照

- ・手帳の所持にかかわらず、申請には原則診断書が必要です。

月額：27,980円

障害児福祉手当

【国の制度】
52ページ参照

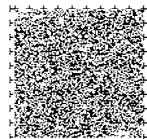
重度心身障害者手当

【都の制度】54ページ参照
重複して重度の知的障害がある人

特別障害者手当

【国の制度】
54ページ参照

	年齢制限	申請可能な手当の名称
る人	なし	児童育成手当（育成手当）
ている人	なし	児童扶養手当
	20歳未満	児童育成手当（障害手当）
	20歳未満	特別児童扶養手当
	20歳未満	障害児福祉手当
	65歳未満	重度心身障害者手当
	65歳未満	心身障害者福祉手当
	65歳未満	心身障害者福祉手当
	20歳以上	特別障害者手当



(1) 心身障害者福祉手当 (区の制度)

身知難精

●対象 ①月額 15,500円の手当を受けられる人

- ・身体障害者手帳1・2級の人
- ・愛の手帳1~3度の人
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ・脳性麻痺・進行性筋萎縮症の人
- ・難病等の医療費助成（→61ページ）を受けている人

②月額 7,750円の手当を受けられる人

- ・身体障害者手帳3級の人
- ・愛の手帳4度の人

次のいずれかに該当する人は手当を受けられません。

- ・本人（20歳未満は、扶養義務者）の所得が限度額を超えている人
- ・保護者が児童育成（障害）手当（→55ページ）を受けている人
- ・施設に入所している人
- ・対象となる障害者手帳を取得した、または難病等の医療費助成を受けはじめた年齢が65歳以上の人（65歳未満で上記対象となった人はご相談ください。）

●支給開始月 申請月から

●支払方法 毎年4月、8月、12月に、それぞれの前月までの分を指定された口座に振り込みます。

●申請方法 申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳、難病医療費助成を受けている人の場合は、受給者証、医療券
- ②振り込み口座がわかるもの
- ③マイナンバーカード等

（受給者が20歳未満の場合は、扶養義務者のものも必要です。）

●問合せ 各総合支所 区民課 保健福祉係

(2) 障害児福祉手当 (国の制度)

身知精

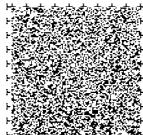
●対象 身体または精神に重度の障害がある20歳未満の人（おむね身体障害者手帳1級および2級の一部、愛の手帳1度および2度の一部、もしくはそれと同等の疾病、精神障害）があり、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある人。原則医師の診断書に基づいて判定します。詳しくはお問い合わせください。

※区外からの転入で、前住所地で障害児福祉手当を受給していた人は異動の手続きが必要です。

次のいずれかに該当する人は手当を受けられません。

- ①施設に入所している人
- ②障害を支給理由とする公的年金を受けている人

※扶養義務者等の所得が限度額を超えているときは、支給が停止されます。

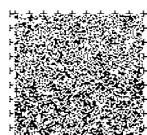


- 支給開始月** 申請月の翌月から（新規）
- 手当額** 月額 15,220円（令和5年4月1日現在）
※手当額は物価スライド制で見直されことがあります。
- 支払方法** 申請のあった翌月分から、毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月までの分を障害児本人の口座に振り込みます。
- 申請方法** 申請に必要なもの
 - ①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの人のみ）
 - ②障害児本人名義の振り込み口座がわかるもの
 - ③所定の診断書（各総合支所区民課の窓口にあります。）
 - ④マイナンバーカード等（障害児本人および扶養義務者）
 ※その他必要な書類がありますのでお問い合わせください。
- 問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係

(3) 福祉手当（経過措置）（国の制度）

身知精

- 対象** 現在、経過措置の福祉手当を受給している人で、区外から転入した人のみ継続して受給できます。（新規の申請はできません。）
次のいずれかに該当する人は受給できなくなります。
 - ①施設に入所した人
 - ②障害を事由とする公的年金を受給した人
 ※本人・扶養義務者等の所得が限度額を超えているときは支給が停止されます。
- 手当額** 月額 15,220円（令和5年4月1日現在）
※手当額は物価スライド制で見直されことがあります。
- 支払方法** 毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月までの分を障害者本人の口座に振り込みます。
- 申請方法** 申請に必要なもの
 - ①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの人のみ）
 - ②本人名義の振り込み口座がわかるもの
 - ③マイナンバーカード等
- 問合せ** 各総合支所 区民課 保健福祉係



(4) 特別障害者手当 (国の制度)

身 知 精

●対象 20歳以上で身体または精神に著しい重度の障害（おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の障害のある人、もしくはそれと同等の疾病・精神障害）があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある人。原則医師の診断書に基づいて判定します。詳しくは166ページをご覧ください。

※区外からの転入で、前住所地で特別障害者手当を受給していた人は異動の手続きが必要です。

次のいずれかにあてはまる人は受けられません。

①施設に入所している人

②病院・診療所（介護老人保健施設含む。）に継続して3か月を超えて入院している人

※本人・扶養義務者等の所得が限度額を超えているときは、支給が停止されます。

●支給開始月 申請月の翌月から（新規）

●手当額 月額 27,980円（令和5年4月1日現在）

※手当額は物価スライド制で見直されることがあります。

●支払方法 申請のあった翌月分から、毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月までの分を障害者本人の口座に振り込みます。

●申請方法 申請に必要なもの

①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの人のみ）

②年金証書（障害にもとづく各種年金を受けている人）

③本人名義の振り込み口座がわかるもの

④所定の診断書（各総合支所区民課の窓口にあります。）

⑤マイナンバーカード等

※その他必要な書類がありますのでお問い合わせください。

●問合せ 各総合支所 区民課 保健福祉係

(5) 重度心身障害者手当 (都の制度)

身 知

●対象 次のいずれかに該当する人

①重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの

②重度の知的障害であって、重度の身体障害を重複して有するもの

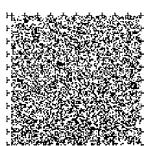
③重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの

※障害の程度の判定は、手帳の所持とは別に東京都心身障害者福祉センターで行います。

次のいずれかにあてはまる人は受けられません。

①施設に入所している人

②病院・診療所（介護老人保健施設含む。）に3か月を超えて入院してい



る人

③65歳以上の新規申請の人

④所得が限度額を超えている人

●手当額

月額 60,000円

●支払方法

障害者本人または代行者の銀行口座に毎月、振り込みます。

●申請方法

申請に必要なもの

①身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳（お持ちの人のみ）

②マイナンバーカード等（受給者が20歳未満の場合は、扶養義務者のものも必要です。）

※その他必要な書類がありますのでお問い合わせください。

●問合せ 各総合支所 区民課 保健福祉係

(6) 児童育成手当（育成手当）－父または母に障害があるとき－
(区の制度)

身知精

●対象 父または母が次のいずれかに該当する状態にあり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している人

①身体障害者手帳1・2級程度

②愛の手帳1・2度程度

③重度の精神障害（所定の診断書により認められる程度）

次のいずれかに該当する人は給付を受けられません。

①所得が限度額を超えている人

②児童が施設に入所している人（ただし、施設の種類、利用内容により受給できる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。）

●手当額

月額13,500円

●問合せ

①窓口 各総合支所 区民課 保健福祉係

②問合せ 子ども若者支援課 子ども給付係

電話 03(3578)2432 FAX 03(3578)2384

(7) 児童育成手当（障害手当）－児童に障害があるとき－
(区の制度)

身知

●対象 心身の障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を扶養している人

①身体障害者手帳1・2級程度

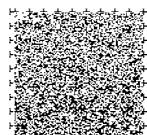
②愛の手帳1～3度程度

③脳性麻痺または進行性筋萎縮症

次のいずれかに該当する人は給付は受けられません。

①所得が限度額を超えている人

②当該児童が施設に入所している人（ただし、施設の種類、利用内容により受給できる場合がありますので、詳しく



●**手当額**

はお問い合わせください。)

③当該児童が心身障害者福祉手当（→52ページ）を受けている人

●**月額15,500円**

●**問合せ**

①窓口 各総合支所 区民課 保健福祉係
②問合せ 子ども若者支援課 子ども給付係

電話03(3578)2432 FAX03(3578)2384

(8) 児童扶養手当－父または母に障害があるとき－
(国の制度)

身知精

●**対象**

父または母が次のいずれかに該当する状態にあり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（ただし、児童が身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度程度のときは20歳未満）を扶養している父もしくは母または養育している人に対して、所得に応じて、申請月の翌月分から給付します。

- ①身体障害者手帳1・2級程度（障害の程度により診断書の提出が必要となります。）
- ②愛の手帳1・2度程度（障害の程度により診断書の提出が必要となります。）
- ③重度の精神障害（所定の診断書により認められる程度）

次のいずれかに該当するときは、資格消滅または、手当が支給停止となります。

- ①児童が里親に委託されているとき。
- ②児童が施設に入所しているとき（ただし、施設の種類、利用内容により受給できる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。）。
- ③本人またはその扶養義務者等の所得が限度額を超えているとき。
- ④本人または児童が日本国内に住所を有しないとき。

●**手当額**

	全部支給	一部支給
児童1人の場合	44,140円	44,130～10,410円
児童2人目の加算額	10,420円	10,410～5,210円
児童3人目以降の加算額 (1人につき)	6,250円	6,240～3,130円

●**問合せ**

①窓口 各総合支所 区民課 保健福祉係

②問合せ 子ども若者支援課 子ども給付係

電話03(3578)2432 FAX03(3578)2384

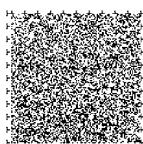
(9) 特別児童扶養手当－児童に障害があるとき－
(国の制度)

身知精

●**対象**

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人

- ①身体障害者手帳1～3級（4級の一部）程度
- ②愛の手帳1～3度程度
- ③長期間安静を要する症状、重度の内部障害または重度の精神障害により日常生活に著しい制限を受ける児童（内部障害または精神障害の場



合、所定の診断書により認められる程度)

次のいずれかに該当するときは、資格消滅または手当が停止となります。

- ①児童が、当該障害を支給事由とする年金を受給しているとき。
- ②児童が施設に入所しているとき（ただし、施設の種類、利用内容により受給できる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。）
- ③本人または扶養義務者の所得が限度額を超えているとき。

●手当額

1級 児童1人につき 月額53,700円

2級 児童1人につき 月額35,760円

●問合せ

①窓 口 各総合支所 区民課 保健福祉係

②問合せ 子ども若者支援課 子ども給付係

電話 03(3578)2432 FAX 03(3578)2384

(10) 障害基礎年金 (国民年金)

身知精

●支給対象

20歳到達日以降に初診日のある病気やけがで障害者となった人や20歳到達日前（国民年金に加入する前）に病気やけがで障害者となった人

●年金額

1級 993,750円（昭和31年4月1日以前に生まれた人は990,750円）

2級 795,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた人は792,600円）

※障害基礎年金の受給権者が受給権を得たときや、受給権を得たあと、その人によって生計を維持されている子（18歳到達年度の末日までにあるか、障害等級1～2級の障害がある場合は20歳未満）がいるときは、次の額が加算されます。

1人目、2人目 各 228,700円

3人目以降の子 各 76,200円

偶数月に前の2か月分が支給されます。

（例 4月支給分 = 2・3月分）

(11) 特別障害給付金

身知精

●対象

次のいずれかに該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級または2級相当の障害に該当する人

①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前の厚生年金、共済年金等加入者の配偶者で国民年金に任意加入していなかった人

●支給額

①1級月額 53,650円 ②2級月額 42,920円

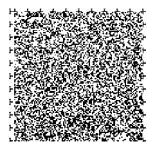
(12) 障害厚生年金 (厚生年金)

身知精

●対象

①厚生年金保険の被保険者期間中に初診日（初めて医師の診療を受けた日）のある傷病によって、障害認定日に障害基礎年金（国民年金）の1級または2級に該当する状態であるとき。

②障害の状態が障害基礎年金には該当しないが、厚生年金保険



の被保険者期間中に、初診日のある傷病によって、厚生年金の障害等級表の3級に該当するとき。

※障害厚生年金は、障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていなければ受けられません。

(13) 障害手当金 (厚生年金)

身 知 精

- 対象** 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病が、初診日から5年を経過するまでの間に治り、その治った日において一定の障害の状態にあり、障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしているとき。

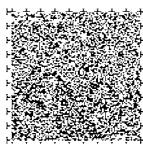
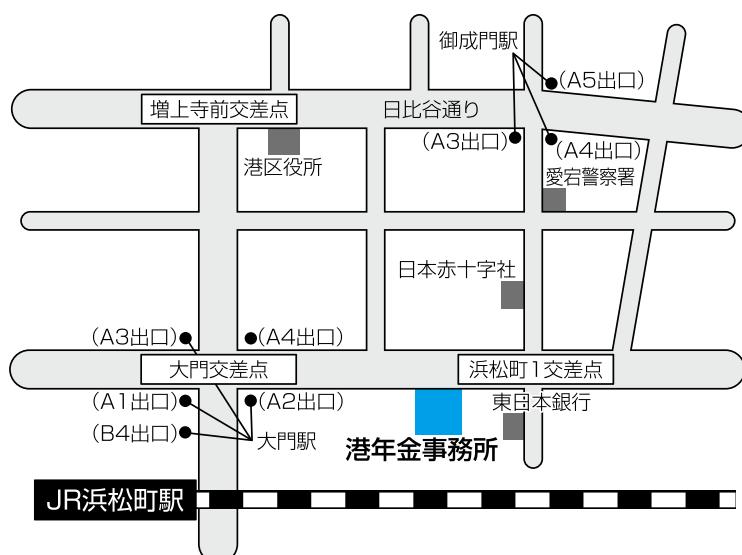
(14) 年金に関する相談窓口

- 問合せ** 初診日がいつかによって、相談窓口が異なります。

初 診 日	相談窓口
・国民年金加入中 (国民年金第1号被保険者) ・20歳到達日前の未加入時 ・国民年金をやめた60歳以降65歳到達日の前日まで	港区 国保年金課 国民年金係 電話 03(3578)2662~2666 FAX 03(3578)2669
・厚生年金加入中 (国民年金第2号被保険者) ・国民年金の第3号被保険者であるとき。 ・共済組合等加入中	港年金事務所 電話 03(5401)3211 FAX 03(5401)5649 (初診日時点で共済組合等に加入していた人は、その共済組合等)

※先天的な障害については20歳到達日前に初診日があるものとして扱われます。

※20歳到達日とは、20歳の誕生日の前日をいいます。



(15) 東京都心身障害者扶養共済制度

●内 容 障害のある人を扶養している保護者(加入者)が毎月掛金を納めることによって、保護者に万一のこと(死亡または重度障害)があったときに、障害のある人に終身一定額の年金(加入1口当たり月額20,000円)を給付する任意加入の制度です。詳しくは、お問い合わせください。

●対 象 次のすべての要件を満たしている人

- ①心身障害者の保護者であること。
- ②東京都内に住所があること。
- ③特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ④加入年度の初日(4月1日)の年齢が65歳未満であること。

●問 合 せ ①東京都扶養共済事務センター

電話 03(3344)8633 FAX 03(3344)7281

②各総合支所 区民課 保健福祉係

③障害者福祉課 障害者福祉係

電話 03(3578)2670 FAX 03(3578)2678

4
手当・
年金

(16) 原爆被爆者見舞金

●内 容 7月1日現在、区内在住の原爆被爆者に対し、8月頃に申請書類一式を送付し、年に1回(9月中旬)12,000円の見舞金を支給します。

●対 象 被爆者健康手帳をお持ちの人

●問 合 せ 障害者福祉課 障害者給付係

電話 03(3578)2299 FAX 03(3578)2678

(17) 自動車事故対策機構(NASVA)の支援制度

●内 容 自動車事故を原因として介護を必要とする重度後遺障害者とその家族の経済的、精神的負担の軽減を支援する制度です。

①介護料の支給

②短期入院・短期入所費用助成

③介護相談・訪問支援など

●対 象 自動車事故被害者(重度後遺障害者)

●問 合 せ 自動車事故対策機構東京主管支所

電話 03(3621)9941 FAX 03(3621)9944

